

佐賀県告示第 142 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 27 年 3 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 (1) 廃止年月日 平成 26 年 11 月 30 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人光仁会
所在地 伊万里市山代町楠久 890 番地 2
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 おおかわの訪問看護ステーション
所在地 伊万里市大川町大川野 3143 番地 1
サービスの種類 訪問看護
- 2 (1) 廃止年月日 平成 26 年 11 月 30 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人光仁会
所在地 伊万里市山代町楠久 890 番地 2
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ひかり訪問看護ステーション
所在地 伊万里市山代町峰 6545 番地 11
サービスの種類 訪問看護
- 3 (1) 廃止年月日 平成 26 年 11 月 30 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人光仁会

所在地 伊万里市山代町楠久 890 番地 2

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問看護ステーションにのせ

所在地 西松浦郡有田町二ノ瀬甲 966 番地

サービスの種類 訪問看護